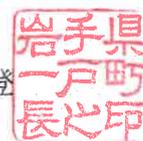


一戸町告示第210号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建築コンサルタント、地質調査、補償コンサルタントの各業務（以下「建設関連業務」という。）の指名競争入札に参加する者に必要な資格を次のように定める。

令和5年12月19日

一戸町長 小野寺 美 登



1 建設関連業務の指名競争入札に参加できる者

- ① 指名競争入札に参加できる者は、建設関連業務指名競争入札参加資格申請書を町長に提出し、資格審査の結果資格者となり建設関連業務指名者名簿に登録された者とする。
- ② 次の各号に該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか指名競争入札に参加することができない。
 - ア 精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同施行令第167条の4第2項の規定により指名競争入札に参加させないこととされた者
 - エ 営業に関し法律上必要とする資格を有していない者